

FamilyRetriever: 戸籍に基づく家族検索システム

FamilyRetriever: A System for Retrieving Family based on Koseki Family Registration System

村上 晴美^{*1}
Harumi MURAKAMI

^{*1} 大阪市立大学大学院創造都市研究科
Graduate School for Creative Cities, Osaka City University

We have developed a prototype system called “FamilyRetriever,” that retrieves family and related digital information based on the Koseki family registration system. FamilyRetriever has the following two features: (1) data design and display function of objects and events based on the Koseki system, and (2) a chronological family tree search function. In this paper, I discussed the availability of the system as Experience Media. I obtained all the copies of my family register under Koseki law and successfully input all data into the system.

1. はじめに

著者は、個人の人生の記録を永久的に蓄積する国家的しくみ「日本国民のパーソナルアーカイブ(以下、PA)構想」を検討している[村上 06]。これは、戸籍情報に基づく個人基本データと、個人の持つデジタルデータを蓄積するものである。本研究は長期的な構想をまとめることを目的としている。

本研究では、PA のプロトタイプの一つとして位置付け、現在の法律のままでも個人用の系図ソフトとして使用できるシステム FamilyRetriever を試作した。

本稿では、FamilyRetriever の世代を超えた「体験メディア」としての可能性を論じる。

以下では、2 節で、FamilyRetriever の概要について述べる。3,4 節で、FamilyRetriever の体験メディアとしての可能性を 3 パターンに分けて論じる。5 節では、実際に著者が取得した戸籍謄本等をもとに入力した実験について述べる。

2. FamilyRetriever

FamilyRetriever は戸籍に基づく個人基本データ(氏名、性別、出生年月日、イベントなど)と、個人に関連するデジタルデータ(テキストや画像など)を検索できる家族検索システムである。現時点では、(1) 個人基本データ入力機能、(2) 直系検索機能、(3) 時系列表示機能、(4) デジタルデータ入力機能を持つ。

FamilyRetriever の特徴は、(a) 日本の法律(戸籍法)を考慮したデータ設計、オブジェクト・イベント表示機能と、(b) 時系列の家系図表示機能である。

図 1 に FamilyRetriever の画面例を示す。家系図ウインドウ内で家族の探索、表示ができる。個人情報表示パネルには指定した人物の情報を表示できる。データ領域のアイコンを選択すると該当人物に関するデジタルデータを検索できる。表示年月日を指定できるスライダーにより、指定した日時での家系図を表示できる。

3. FamilyRetriever の世代を超えた体験メディアとしての可能性

FamilyRetriever の世代を超えた体験メディアとしての可能性を、3 パターンに分類した。

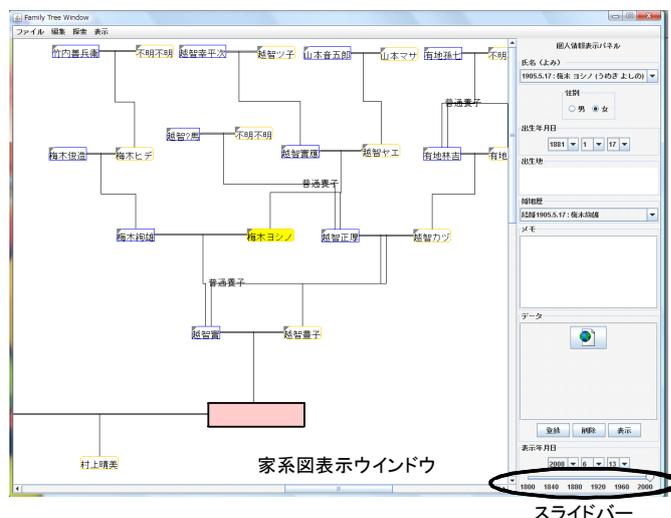
- パターン 1: PA. 国家的なしくみとして実現するものである。

日本国民の個人基本データがあらかじめ登録されている。日本国民はログインして、個人基本データを法律に基づき検索(たとえば直系検索)したり、自分のデジタルデータを蓄積できる。デジタルデータは公開条件を設定でき、公開対象者は誰でも検索できる。法改正をはじめ超えなければならないハードルは高い。

- パターン 2: 個人や団体が個人基本データやデジタルデータを入力して集団で共有する。個人情報保護のため、原則として生存者を入力の対象としない。米国ではさかんである(例: Familysearch)。戸籍のデータベース利用は現状では不可能であるが、移民記録などを公開する国家は増加しており、実現の可能性はパターン 1 よりも高い。
- パターン 3: 個人や家族間のツールとしての利用であり、一般的な家系図ソフトの利用方法と同じである。個人が法的に取得できる戸籍を参考にして個人基本データの入力を行い、自分あるいは他人に関するデジタルデータを入力する。現在の法律でも可能である。

4. 利用例

FamilyRetriever の利用例について述べる。



(注) 四角は個人情報保護

図 1: 著者の直系検索機能画面例 (著者の視点: 2008 年)

4.1 PA(パターン 1)としての利用例

PA(パターン 1)としての利用例を説明する。

図 1 に著者の視点からの直系検索機能の画面例を示す。画面には著者の母方の直系尊属の一部が表示されている。「ヨシノ(曾祖母)」を選択(図 1)すると、個人情報表示パネルに彼女の個人基本データが表示される。彼女が入力した「家族写真」のアイコンがデータ領域に表示されており、公開条件に従って写真を見ることができる(写真の例は図 3)。データは、公開対象者、公開期間、期間後の属性を設定できるようになっており[村上 06]、公開対象者を「直系血族」、公開期間を「終わりを定めない」と設定した仮定である。データ形式としては、ブラウザで表示できるものであれば何でもよい。

スライドバーを動かすことにより過去にさかのぼることができる。図 2 は、100 年前である「1908 年」時点にさかのぼった例である。ヨシノの子として「實(祖父)(図 1 では、養子縁組のため「越智」に改氏済)」が生まれている。この時点では祖母の両親が婚姻していないため、曾祖母の「カヅ」が改氏していない。このように、当時の家族関係を思い浮かべながら過去を探訪可能である。



図 2: 著者の直系検索画面例 (著者の視点: 1908 年)

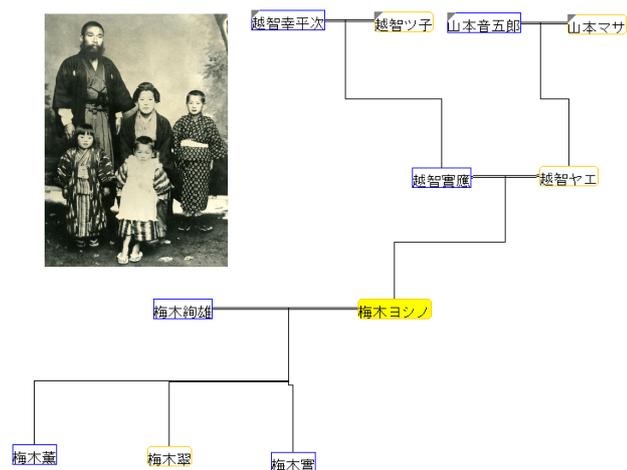


図 3: ヨシノの直系検索画面例 (ヨシノの視点: 1908 年)

図 3 はヨシノが 1908 年に自分の視点で直系検索をした結果である。この時点では子が 3 人生まれているが、彼女は数年後に死亡したので、自分の入力した写真を将来誰が見ることが

できるかわからないが、ひ孫である著者をはじめ多くの子孫に残すことができている。

4.2 個人または家族用ツール(パターン 3)としての利用例

デジタルデータについては、著者が実際に祖父、母経由で入手したヨシノの家族写真を入力して、家族や子孫に受け渡すことが考えられる。写真に限らずメモなども追加できる。

他者の視点からの直系検索は、大きな家系図の中から見たいデータだけを見るための機能としても利用できる。

家系図の整理に使うためには、戸籍に記載されていない人物や、口伝えの情報の入力も必要であり、FamilyRetriever ではそれらも可能としている。

5. 実験

著者が法的に取得できる戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍の中、取得できるものを取得し、その中に記載された人物を用いたシステムの動作確認を行った。

戸籍謄本 4 通、除籍謄本 10 通、改正原戸籍 7 通の合計 21 通が取得できた。氏名、及び他者との親子または婚姻関係が記載された人物数は 166 人であった。最も早く生まれた人物は高祖母の母であり、天保 11(1840)年出生である。氏名、出生年月日、性別、父母、婚姻、離婚、普通養子縁組、普通養子の離縁、死亡年月日、死亡地、改氏、改名の入力と、直系検索機能の確認を行った。

著者の家族による予備実験では、FamilyReriver をパターン 3 として利用するためには、個人が取得できる戸籍では不十分であること、インタフェースに改善の余地があることなどが指摘された。ただし、データ入力過程で家族や、世代の離れた親戚との相互理解やコミュニケーションに役立つことがうかがえた。

6. 関連研究

系図ソフトとして一般的なものには、親戚マップ、FamilyTreeMaker、FamilySearch (PAF) などがある。これらは基本的には、個人や家族間の家族情報共有ツールである。歴史学や人類学の支援を目的とした系図ソフトも存在する。日本の戸籍にあわせた時系列の家系探索機能を持つものはない。

系図ソフト間の世界標準データフォーマットとして GEDCOM がある。GEDCOM は汎用性のために数多くのイベントが用意されている。また、氏名や性別が変わらないことが前提とされている。FamilyRetriever では不変なラベルは ID だけであり、日本の戸籍法に基づいて、家族検索に有用と思われる必要最小限のイベントを選定している。

7. おわりに

戸籍に基づく家族検索システム FamilyRetriever を試作した。システムの特徴は、(a) 日本の法律(戸籍法)を考慮したデータ設計、イベント・オブジェクト表示機能と、(b) 時系列の家系図表示機能である。本稿では、FamilyRetriever の体験メディアとしての可能性を論じた。

参考文献

[村上 06] 村上晴美: 日本国民のパーソナルアーカイブ構想, 情報処理学会研究報告, Vol.2006, No.31, pp.41-46 (2006)